



「合理化」「職場規律」強要うかだき 大巾賃上げがちとろろ

日刊 動労千葉

84. 4. 24

No. 1625

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二二七二〇七

公労委・関東地調委で(相)事情聴取

一九八四年新賃金交渉については、『日刊』第一六二三号で既報の通り、四月十九日に国鉄当局より「有額回答」がなされましたが、われわれの切実な要求を全く顧慮しない超低額回答であり、動労千葉は四月二十日に公労委・関東地調委へ「調停申請」したところです。

動労千葉は、四月二十一日、十三時三十分より、公労委会館において、「調停申請に基づく第一回事情聴取」に臨みました。この事情聴取には、△動労千葉より▽中野委員長、山口副委員長、中江顧問、関交渉委員、森内交渉委員、中村交渉委員が出席し、△国鉄当局側より▽伊東局長、人事課長、労働課長、外三名△関東地調委として▽三藤委員長、車田労働側委員、山崎使用者側委員、松岡調査官が出席し、論議が行われました。

「合理化」「職場規律」攻撃を「前提」とした超低額回答を弾劾

— 動労千葉 —

席上、動労千葉側より、当局からの「有額回答」が、全く問題にもならない超低額であり、加えて労働現場の実態を無視した無謀な合理化・職場規律攻撃を前提化している点を強く弾劾し、とうてい受けられないものである事を指摘しました。

動労千葉の主張と要求

1. 年令別ポイント賃金要求方式と現行賃金体系との関連について、従来の賃金決定額は、「ベース」を決定してから「配分」という形で個別的な賃金の改訂をおこなっているが、この賃金決定方式では「配分」が決定するまで年令別の賃上げ額が不明であり、われわれが提起している「年令別の三段階ポイント賃金」の方法の方が良いと考えている。
2. ポイント賃金要求の算出根拠について、組合員が入社以降、結婚、出産、教育、住宅取得等、社会的水準に対応できる賃金引上げ額が必要であると考へ、25才・35才・45才の3ポイントを決定し要求している。35才の例をとれば、平均基準内賃金が、二一・〇〇〇円で、これに一〇・九%をかけて二三・〇〇〇円を算出している。
この要求を一人平均の引き上げ額に直して試算すると（平均基準内賃金 \times 二二〇七四七円）、動労千葉の賃金引き上げ要求額の平均は、二三九八八円（一〇・九%）である。
3. 合理化推進等を「賃上げの前提」とする事の不当性について、四月十九日に国鉄当局が「賃上げの前提条件」として運輸大臣に提出した「経営改善計画」は、本来賃金問題に連動させるべき筋のものでない「職場規律の確立」「合理化の推進」「増収と経費の節減」を組合員にまで求めているものであり、全くの暴論である。国鉄職場の実態は、むしろ国鉄職員と国民の生命と財産を守る部門にまで無謀な合理化が強行された結果、国鉄の絶対的使命たる「安全輸送」そのものまで損なわれているのが実態であり、当局側の姿勢は断じて認められない。



動労千葉の主張を述べる中野委員長

第1回事情聴取（4月19日、公労委会館）

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！

善計画」は、本来賃金問題に連動させるべき筋のものでない「職場規律の確立」「合理化の推進」「増収と経費の節減」を組合員にまで求めているものであり、全くの暴論である。国鉄職場の実態は、むしろ国鉄職員と国民の生命と財産を守る部門にまで無謀な合理化が強行された結果、国鉄の絶対的使命たる「安全輸送」そのものまで損なわれているのが実態であり、当局側の姿勢は断じて認められない。

国鉄当局、「経営改善計画」の「前提条件」化に固執

これに対し当局側は、

①「民間準拠」「他公社と格差なし」の基本姿勢

（裏面につづく）